㈱伏尾の鮎茶屋　大阪府池田市、富士レックス㈱ボートピア姫路　兵庫県姫路市、㈱奥城崎シーサイドホテル　兵庫県豊岡市、㈱奈良パーク　奈良県奈良市、信貴山観光ホテル㈱　奈良県生駒郡三郷町、㈱山水園　山口県山口市、㈲岩国シティビューホテル　山口県岩国市、㈱川六　香川県高松市、㈲大和屋本店旅館　愛媛県松山市、㈱大和屋別荘　愛媛県松山市、㈱宝荘ホテル　愛媛県松山市、㈲織田観光サービス　高知県高知市、㈲タウン　高知県高知市、㈱三翠園　高知県高知市、㈱グラノ24K　福岡県遠賀郡岡垣町、㈱和多屋別荘　佐賀県嬉野市、㈱神泉閣　佐賀県嬉野市、㈱杖立観光ホテルひぜんや　熊本県阿蘇郡小国町、㈱翼　大分県別府市、別府市旅館ホテル組合　大分県別府市、富士レックス㈱別府富士観ホテル　大分県別府市、㈲ホテル浜荘　宮崎県宮崎市、㈱指宿フェニックスホテル　鹿児島県指宿市、㈱指宿白水館　鹿児島県指宿市、㈲アロハ交通　鹿児島県指宿市、白洋産業㈱　鹿児島県指宿市、㈲沖縄ホテル　沖縄県那覇市、那覇市観光ホテル旅館事業協同組合　沖縄県那覇市、沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合　沖縄県那覇市、公益社団法人日本観光振興協会　東京都港区、全国旅館業厚生年金基金　東京都千代田区、㈲旅館桜湯　山形県南陽市、国際観光旅館連盟中部支部　愛知県名古屋市、㈲湯郷館　岡山県美作市、㈱北原　京都府京都市中京区、㈶鹿児島勤労者いこいの村　鹿児島県薩摩川内市、熊本市旅館組合　熊本県熊本市、㈱香雲閣　新潟県妙高市、㈱下呂魚介　岐阜県下呂市、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合　東京都千代田区、㈱観光ホテル元湯　佐賀県嬉野市、下呂温泉旅館協同組合　岐阜県下呂市、㈲ホテル南水　高知県高知市、下呂温泉事業協同組合　岐阜県下呂市、岳温泉旅館協同組合　福島県二本松市、㈱土佐御苑　高知県高知市、㈱肘折ホテル　山形県最上郡大蔵村、㈱平城　奈良県奈良市、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合　高知県高知市、鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合　鳥取県鳥取市、㈱豊生　長野県下高井郡山ノ内町、神戸新開地ビル㈱　兵庫県神戸市兵庫区、㈱ウェーブ21　東京都中央区、日本旅館協会関東支部連合会　東京都台東区、道後温泉旅館協同組合　愛媛県松山市、㈱南悠商社　東京都港区、㈱南悠商社茨城事業所　茨城県高萩市、愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合　愛媛県松山市、㈱エヌケーケー　兵庫県神戸市兵庫区、㈱ホテル葛城　愛媛県松山市、㈱ホテルセンチュリーイカヤ　新潟県上越市、㈱緑水亭　宮城県仙台市太白区、㈱ホテル南風楼　長崎県島原市、一般社団法人日本旅館協会　東京都千代田区

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成26年９月29日

平成26年10月15日

東京都千代田区平河町２丁目５番５号

全国旅館業厚生年金基金

理事長　小原　健史

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第１条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき次のとおり公告します。

1．清算人氏名　代表清算人　小原　健史

2．住所　佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙738番地

平成26年10月15日

東京都千代田区平河町２丁目５番５号

全国旅館業厚生年金基金

理事長　小原　健史

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　祝前　俊宏

登録番号　15190

事 務 所　大阪府大阪市北区南森町１―３―27　南森町丸井ビル３階　祝前法律会計事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年８月12日

平成26年９月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　平井　龍八

登録番号　26269

事 務 所　大阪府大阪市北区西天満４―６―18　アクセスビル５階　弁護士法人大阪芙蓉法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年８月12日

平成26年９月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　小原　久幸

登録番号　14128

事 務 所　大阪府大阪市北区西天満５―16―３　西天満ファイブビル８階806

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年９月１日

平成26年９月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　浦野　正幸

登録番号　22337

事 務 所　大阪府大阪市北区西天満５―９―３　アールビル本館４階　堀・浦野法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年９月１日

平成26年９月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　広島弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　金尾　典良

登録番号　33531

事 務 所　広島県福山市東深津町４―１―17　エルディム102　金尾法律事務所

3　処分の内容　業務停止６月

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年９月18日

平成26年９月29日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　広島弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　中村　行雄

登録番号　23341

事 務 所　広島県呉市西中央３―８―22　ライオンズマンション201　中村行雄法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成26年９月20日

平成26年９月29日　　日本弁護士連合会